

令和 6 年 4 月 3 日

市政記者クラブ 様

北区楠支所区民福祉課

担当：舟橋 （電話：901-2281）

北区楠支所における個人情報を含む文書の誤送付について

このたび、北区楠支所区民福祉課において、個人情報を含む文書の誤送付がありましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 概要

令和 6 年 3 月 29 日（金）、本来 A さんの障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の写しを計画相談支援事業所（以下「事業所」という。）へ送付すべきところ、誤って B さんの受給者証の写しを送付しました。

令和 6 年 4 月 1 日（月）、事業所の職員から楠支所区民福祉課が連絡を受け、誤送付が判明しました。

2 漏えいした個人情報

B さんの受給者証番号、住所、氏名、生年月日、障害種別、障害支援区分、支給決定内容、利用者負担上限月額

3 対応

4 月 1 日（月）に事業所から B さんの受給者証の写しを回収し、4 月 2 日（火）に B さんへ説明のうえ謝罪しました。

4 原因

A さんと B さんの氏名が似ていたことから、B さんの受給者証の写しを A さんのものと思い込み、誤って封入しました。また、ダブルチェックを担当した職員も、封入誤りに気づきませんでした。

5 再発防止策

同姓同名や、氏名の似た利用者がある場合、それぞれの個人記録のバインダーに注意喚起の表記をします。

どのような場合においても、宛先や送付物に間違いが生じないように、ダブルチェックによる内容の確認を徹底するとともに、チェック作業を複数名に分散することで一名あたりの作業件数を減らし、チェック機能を強化します。

全職員に個人情報の取扱いに関する注意喚起を行い、再発防止に努めます。